

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		一部負担金の減額・免除・徴収猶予、承認・不承認
根拠条例・規則名		国民健康保険法
条 項		第 4 4 条第 1 項
所 管 部 課		福祉局 生活福祉部 国保年金課 (電話：048-829-1275)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	さいたま市一部負担金免除・徴収猶予要領に基づき、さいたま市国民健康保険条例施行規則第 1 1 条に該当する世帯である場合、承認を行う。
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 1 日設定 平成 25 年 9 月 6 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	2 週間
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 1 日設定 平成 25 年 9 月 6 日最終改正
備 考		